

# 米国最高裁判所、国際仲裁判断の執行回避を理由とする米国外の原告によるRICO訴訟の提起を許可

## Publications

2023年9月

米国連邦最高裁判所は、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（「RICO」）に基づき、米国外の原告が提訴するための扉を開いた。RICOは、組織または「エンタープライズ」（合衆国法典第18編1961条（4）に定義される。）により行われた違法行為に対し、実際の損害額の3倍の損害賠償と弁護士費用の回収の請求を可能にする強力な法律である。2023年6月22日、併合して審理された *Yegiazaryan v. Smagin* および *CMB Monaco v. Smagin* の訴訟の6対3の多数意見で、裁判所は、被告が米国における国際仲裁判断の執行を妨害しようとした場合、米国外の原告が当該判断を執行するためRICOに基づき提訴することを認めた。以前の事案である *RJR Nabisco, Inc. v. European Community*, 579 U.S. 325, 346 (2016) で、裁判所は、RICOに基づく請求を行うためには、原告は「国内での損害」を主張しなければならないと判示していた。上記の *Yegiazaryan* 氏の訴訟で、裁判所は、RICOに基づき提訴する米国外の原告は、損害を取り巻く状況から米国で損害が発生したことが示される場合に、国内での損害を被ったと認められ得ることを明らかにした。裁判所は、「国内での損害」の有無の判断は「個別具体的」なものであり、裁判所は「主張されている損害の性質、その直接の原因となったラケッティア活動（前提となる犯罪行為）、および、その活動の有害な目的と影響」に着目すべきである、と結論付けた。裁判所は、巡回区レベルで判断が分かれていた当該争点を解決し、米国外の原告が米国外に居住していることを理由に「国内での損害」要件を満たすことを厳格に禁じるブライトライン・ルール（明確な線引きによる基準）を却下した。この決定には、以下の意味がある。

- 国際仲裁判断で勝訴した米国外の仲裁当事者は、仲裁判断を米国で執行することにますます関心を向けると考えられる。
- RICOに基づく請求により3倍の損害賠償に直面する可能性があることから、敗訴した当事者は、判決の支払いに抵抗するためのアプローチを慎重に検討する必要がある。
- 銀行やその他の第三者は、仲裁判断の執行を妨害しようとする敗訴当事者を支援したとして、RICO訴訟にさらされるリスクがある。
- 今後、下級審裁判所は「個別具体的」な判断の輪郭をさらに明確にすると考えられる。しかし、勝訴当事者が最終的にRICOに基づく請求を成功させるためには、一定の具体的なステップを踏む必要がある。これらのステップの中には、まず米国の裁判所で仲裁判断や判決を確認すること

や、敗訴当事者が仲裁判断や判決に基づく損害の回収を違法に回避するパターンを立証することが含まれる。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

## 関連記事

Jenner & Blockニュースレター：2023 9月

## 関連分野

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact [dataprotection@jenner.com](mailto:dataprotection@jenner.com).

**Stay Informed**

